

公益性の観点からみた東京オリンピックのロゴ等の知財管理 開催都市契約とオリンピック知財の活用

会員 柴 大介



要 約

オリンピック知財管理の基本指針をまとめた「大会ブランド保護基準」によれば、巷でのオリンピック知財の使用に対する JOC 及び組織委員会による差止警告は、①我国の知的財産権を根拠に正当性が肯定できる部分と、②他の根拠によると考えられ正当性がよく理解することができない部分とがある。

上記②の他の根拠の有力な 1 つとして、保護基準に引用されるオリンピック資産の権利に関する規定（オリンピック憲章規則 7）が挙げられるが、2017 年 5 月 9 日に、上記②の他の根拠そのものといえる「開催都市契約」（Host City Contract）が公開された。

本論考では、オリンピック憲章及び開催都市契約を通して上記②の観点を含むオリンピック運動の課題について考察する。

目次

〔はじめに〕

- I. オリンピック運動及びオリンピック知財の現状
- II. 開催都市契約にみるオリンピック運動の課題
- III. 根源的な問題、その解決案及び知財の活用

〔はじめに〕

東京オリンピック⁽¹⁾のロゴ等の知的財産（以下「オリンピック知財」）は、国際オリンピック委員会（以下「IOC」）のオリンピック資産の一部であるとして、我国では、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」）が管理するとされている⁽²⁾。

筆者の先の論考⁽³⁾では、巷でのオリンピック知財の使用に対する組織委員会による差止警告について、オリンピック知財管理の基本指針をまとめた「大会ブランド保護基準」（以下「保護基準」）⁽²⁾の解説を中心に、①我国の知的財産権を根拠に正当性が肯定できる観点と②他の根拠によると考えられ正当性がよく理解することができない観点から考察した。

筆者の先の論考⁽⁴⁾では、上記②の他の根拠の有力な 1 つと考えられる、保護基準に引用されるオリンピック資産の権利に関する規定（オリンピック憲章（以下「憲章」）規則 7（以下「資産権利規則」）最新版⁽⁵⁾）の筆者試訳に基づき、保護基準の意義を再考した。

2017 年 5 月 9 日に、上記②の他の根拠そのものといえる「開催都市契約」（Host City Contract）⁽⁶⁾が公開された。

本論考では、憲章及び開催都市契約を通して上記②の観点を含むオリンピック運動の課題について考察する。

なお、本論考では、「オリンピック運動」を過剰に権威付けない趣旨で、憲章に登場する以下のオリンピック関連用語は、日本オリンピック委員会（以下「JOC」）の参考翻訳に従わず、日本人が直感的に理解し易いように以下の「」内の訳語を当てる：Olympism 「オリンピック精神」 Olympic Movement 「オリンピック運動」 Olympic Games 「オリンピック大運動会」又は「大運動会」

I. オリンピック運動及びオリンピック知財の現状

1. ノーベル賞とオリンピック運動

(1) 戦後の高度経済成長が立ち上がる頃に生まれた筆者の体験に基づけば、ノーベル賞受賞者、宇宙飛行経験者及び大運動会金メダリストは、我国だけでなく世界において特別に尊敬され、社会的にも経済的にもその業績に相応しい待遇を受けていると思われる。

知的財産との距離に近い科学・文学系のノーベル賞受賞者は世界史の軸で超高度な知的財産の発見・創作者であり、宇宙飛行経験者は人類の宇宙探索の（文字通り）最先端で情報を取得・発信する超人的能力者で

あり、オリンピック金メダリストは人類の肉体的能力の極限的開拓者であり、これら3者は最大限の社会的評価を受けて当然であろう。以下では、知的財産制度との親和性の高いノーベル賞とオリンピック運動を対比してみる。

(2) ノーベル賞受賞者とオリンピック金メダリストに共通するのは、個人又は団体の業績が「正当」に評価され、その評価を一般社会も「正当」なものとして受け入れている点であり、その「正当」性は、2者の評価機関の性格において担保されているといえる。

ノーベル賞は、極めて独立性の高い国際的な業績評価団体であるノーベル財団が、独自の理念に基づいて個人又は団体を評価し、オリンピック運動は、独立した国際的非営利団体たるIOCが、国家を超越した崇高な理念の下で推進しており、その具体的活動である大運動会において、スポーツ能力を極めた個人又はチームの名誉が称えられる。

2者の評価機関の理念及び成果は、一般社会からは、特定の者又は国家の独占物ではなく人類の未来に有用な共有財産である、と少なくとも建前上は信じられてきたといえよう。

(3) ノーベル賞の受賞対象は、個人又は団体の知的財産の塊ともいえ、国際的に知財制度が整備される中で、既に人類が利用可能な共有財産⁽⁷⁾と言って差し支えなく、仮に知財制度で一定の保護(=第三者に対する一定の利用制限)がなされたとしても、将来においてはその保護が消滅した公有(public domain)⁽⁸⁾の財産となり、人類の自由利用が可能となろう。

一方、オリンピック知財は、ノーベル賞の受賞対象とは様相が大きく異なり、IOCが自己の独占物であると主張し、知財制度の保護の下で半永久的にIOCの独占物であり続け、おそらく現行の知財管理のままでは、将来において公有の財産になることはないと思われる⁽⁹⁾。

(4) オリンピック運動はノーベル賞との知的財産に対する姿勢の違いによって、ノーベル賞にはない深刻な困難に直面している。

ノーベル財団は、受賞対象の知的財産の側面には関与せず、受賞対象の実体に対する独自の理念の下での評価に徹しているため、極めて高度な組織運営上の自立性を維持している。

オリンピック運動にとってオリンピック知財は、大運動会の入場料等の現金収入を除けば、IOCにとって

唯一の収益源といってもよいのであるが、創作、保護、管理及び活用のほぼ全てを、契約・知財制度に精通しているとは言い難いNOC(国内オリンピック委員会)のことで、我国ではJOCである)及びOCOG(オリンピック大運動会組織委員会のことで、我国では組織委員会である)に委ねてしまうため、十分な収益に結びつかないまま大運動会の開催費用が膨張する要因の1つとなり、他の要因も併せて、もはやオリンピック運動は継続が危ぶまれる状況に立ち至っているといつてよい⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾。

2. オリンピック知財の管理状況

(1) オリンピック知財は、我国の知財制度下では、商標権・不正競争防止法及び著作権により実質的に保護されているが、公益性の観点からみてその保護の有り様は手放して評価できるものではなく⁽¹²⁾、先の論考1及び2では以下の点を指摘した⁽³⁾⁽⁴⁾。

(1-1) 商標制度の趣旨は、商標権者が指定商品・役務に使用意思を有する登録商標を保護することであるところ、商標権者たるIOC・JOC・組織委員会が到底使用するとは思えない商品・役務を含む(特許庁が定める)全指定商品・役務を権利化している。

かかる権利化は合法的であるが、権利化から3年経過した商標権は、不使用のままの商品・役務について取消審判の対象となり、公益的観点からは、何故そのような不使用の商標権に高額の維持費を投入しているのかが問われよう。

(1-2) オリンピックシンボル(Olympic symbols)は世界的に超著名なIOCの登録商標であり、第三者が無断で商標として使用すると商標権及び不正競争防止法に基づく権利に基づき差止警告を受けるが、著作権は切れており肖像権の対象でもないので、例えば、ブログ・SNS等の個人の趣味の記事の範囲では自由で使用できる⁽¹³⁾。

しかし、組織委員会等は、このような事情を一切説明せずに、オリンピック知財の無断使用に対して無差別に差止警告をするかのような意思表示をするため⁽²⁾、知的財産の専門家ではない一般人の非商業的範囲でのオリンピックシンボルの善意での使用意欲は決定的に削がれよう⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾。

(1-3) オリンピック知財は、オリンピック運動の理念・組織・運用の経済的支柱であることから、憲章では、大運動会の理念及び運用が規定される他の規則と異なり、IOCが第三者と契約するのに準用できる程度

に、通常のビジネス契約の体裁で資産権利規則に規定される⁽⁵⁾。

しかし、JOCのHPに掲載される資産権利規則の和訳は、単なる参考和訳にすぎず、誤訳が多いと言うレベルを超えて和訳が正確といえず、その正確でない和訳のまま組織委員会のホームページの「保護基準」に引用されている⁽⁴⁾。

(1-4) オリンピック運動の継続が危ぶまれるほどの経済的困難の大きな原因の1つと思われるオリンピック知財の管理状況も含めて、オリンピック運動の課題が何に由来するかを「憲章」及び「開催都市契約」の解説を通して以下に考察する。

II. 開催都市契約にみるオリンピック運動の課題

1. 開催都市契約を考察する意義

開催都市契約（以下「本契約」）は、2020年東京大会の実施に向けて、IOC、JOC、組織委員会及び東京都の間で締結された契約である。

契約とは当事者間を拘束する当事者間で有効な決事であり、第三者には原則関係しないので、第三者たる筆者が契約の中身をとにかくいう筋合いのものでは本来ない。

しかし、当事者たる東京都が開催場所及び費用の拠出責任を負わされ、巨額の税金を注ぎ込むことに繋がる本契約の内容が、都民が不利益を被るものであってはならないという観点から、都民たる筆者が本契約の中身を考察することは当然に許されよう⁽¹⁶⁾。

さらに、本契約は、IOCが組織委員会に対して、第三者によるオリンピック知財の無許諾使用の監視業務を課しており（本契約41条d）、組織委員会はその正当性がよく理解できない態様を含む差止警告を現に行っているのである⁽³⁾。

組織委員会の監視対象になりえ、東京大会に商機を見出そうとする顧客に、知財制度の専門家として助言する立場になりうる弁理士が本契約の中身を考察することには、少なからぬ意義があろうと考える⁽¹⁷⁾。

2. オリンピック運動とオリンピック大運動会の主催者

(1) IOCは、オリンピック精神を、大運動会の実施を通じて世界に流布することを内容とするオリンピック運動を主導する私的団体であり（憲章前文/オリンピック精神の根本原則及び憲章規則1及び2）、一定の教条の流布運動を主導する国際的な宗教団体とその限

りで類似する国際的な非営利の運動組織である。

(2) IOCは、王族・貴族・資産家を中心とする15人の理事（憲章規則19.1）と100人余りの委員で構成されるが（憲章規則16.1）、オリンピック運動の実質的な活動である大運動会を実行するための選手、組織、会場及び十分な資金を自ら有するものではない。

そこで、IOCはオリンピック運動を推進するために、IF（国際競技連盟）及び各国毎にNOC（国内オリンピック委員会）を承認し、IOC、IF及びNOCをオリンピック運動の主要3構成要素とみなし（憲章規則1.2、25及び27）、大運動会の運営組織としてOCOG（オリンピック競技大会組織委員会）をNOCの責任下で設立させる（憲章規則35）⁽¹⁸⁾。

(3) 平たく言えば、IOCは大運動会の最高責任者であり、IF及びNOCはIOCの代行組織（さらに平たく言えば「手足」）、OCOGはNOCが設立に管理責任を負うNOCの代行組織（同様に「手足」として位置づけられる。

従って、IOC、IF、NOC及びOCOGの4者は、オリンピック精神を共通の理念として、相互に契約関係にある一体的な協会組織であり、IOCを最高責任者とする、開催都市決定後の大運動会の実質的な主催者である（以下、4者を仮に「IOC協会」ともいう）。

3. オリンピック大運動会の開催都市

(1) 大運動会は、近代オリンピック成立当初から、世界各国の大都市が持ち回りで開催する世界巡業システムの下で運用されている⁽¹⁹⁾。

(2) 開催都市は、権限を有する都市の公的機関⁽²⁰⁾が、その都市の属する国のNOCの承認を得て、大運動会を開催するために立候補申請を提出した複数の立候補都市からIOC総会によって選定され（憲章規則33.3.2）、その後開催都市契約によって、IOCから大運動会の開催及び実行を委任される（憲章規則33.3.3、開催都市契約I. 1）。

(3) ここで留意すべきは、開催都市は大運動会の開催及び実行を委任されているだけで、オリンピック運動及び大運動会的主催者ではなく、大運動会の会場を整備して提供するという役割をIOC協会から期待されていると理解できる点である（憲章規則34）⁽²¹⁾。

(4) なお、開催都市は、一般的には、地方自治体であり、住民の支持する限りにおいてオリンピック精神に共感・賛同することを前提とした政策を選択できるだけであって、オリンピック精神を全面的に信奉して、

私的団体である IOC によるオリンピック精神の世界流布の支援を政策目的としているわけではない。

(5) 大運動会の事業主体を整理すると表 1 のようになる。

[表 1]

| | | |
|--------------|---------------------|------------------|
| 大運動会 事業主体 | IOC協会 (私的団体) | 開催都市 (地方公共団体) |
| | 主催者 | 開催者 |
| 事業目的 | オリンピック精神の普及 | 経済的波及効果 |
| 提供要素 | 興行提供とその運用 ブランド価値 | 興行場所の提供・整備 |
| 最高責任者 | IOC | 東京都知事 |
| 実行組織 | IF | 東京都 提携都市 |
| | NOC | |
| | 組織委員会 | |
| | 副会長 東京都副知 | |
| | 顧問 内閣総理大臣 | |

4. 開催都市契約の当事者

以上を考慮すれば、本契約は⁽²²⁾、大運動会の主催者である IOC 協会が、オリンピック運動の理念に共感・賛同した開催都市と締結する一種の共同事業契約であり、契約の一方当事者（我国の契約慣習では「甲」）は IOC 協会の最高責任者たる IOC で、他方当事者（我国の契約慣習では「乙」）は開催都市たる東京都であると普通は考える。

しかし、筆者は本契約の「当事者」の規定を見て驚いてしまったのである。

本契約は、「甲」は IOC であるが、「乙」は開催都市である東京都及び (NOC たる) JOC であり、さらに付属する契約により (OCOG たる) 組織委員会が加わるのである (表 2 参照) (東京都の代表者 (東京大会では東京都副知事) は組織委員会の執行機関に入ることが義務付けられている (憲章規則 35 付属細則 2))。

[表 2]

| | | |
|-------------------|----------------------|-------------|
| 開催都市契約 | 一方当事者(甲) (私的団体) | 他方当事者(乙) |
| 現状 | IOC | JOC |
| | | 組織委員会(監視業務) |
| | | 副会長 東京都副知 |
| | | 顧問 内閣総理大臣 |
| | | 東京都 |
| 乙の調整者 (本契約26条) | 甲に対して連帯責任 (本契約4条) | |

IOC, JOC 及び組織委員会は IOC 協会を構成し、JOC 及び組織委員会は IOC の手足となる下位組織であるから、JOC 及び組織委員会が東京都と並列して「乙」を構成してしまうと、大運動会の共同事業当事者 (表 1) と契約当事者 (表 2) が捻じれた関係になってしまうのである。

筆者が東京都のために本契約のコンサルティングをしたとすれば、まず、当事者を見直すよう助言するだろう。

5. 開催都市契約はどうあるべきだったのか (その 1)

(1) 共同事業契約は、多くの場合、当事者のそれぞれが事業目的を達成するために、当事者間の利害を調整して、例えば、互いが単独では調達できない事業要素を共用するために提供し合うことを約する双務契約である。

大運動会開催を通じて、IOC 協会はオリンピック精神の普及を事業目的とし、東京都は大運動会のブランド価値を利用して経済的波及効果を得ることを事業目的とする⁽²³⁾。

かかる事業目的において、大運動会主催者である IOC 協会は大運動会を実施するための物理的空間である大運動会場を有しておらず、東京都はブランド価値の根源であるオリンピック資産及び大運動会の興行ノウハウを有しないのであるから、両者がこれらを提供し合って共同事業として大運動会を実施しようというのが本契約の本来の趣旨であろう。

(2) 大運動会は、巷の町会の運動会と比べて桁違いに大規模であり、その費用も、両者の能力に応じて工面しあうことを本契約で当然に決めておくべきである。

そのためには大運動会の興行内容及び運用見積を決めることが前提であり、IOC 協会はその見積の内容に責任を負うべきである。

従って、本契約の前に、IOC 協会内部で、IOC が IF 及び JOC に興行内容案の作成と費用見積りを指示し、その結果に基づいて、IOC が東京都と協議してどの程度整備された会場が必要か等を事前検討すべきだろう。

事前検討においては、東京都の想定する経済的波及効果及び財政事情等が考慮されるから、IOC 及び IF の意向と東京都の思惑の両方に精通しているはずの JOC が、IOC の手足として、東京都と調整を行うことが合理的である。

JOC は、東京都が開催都市に決定した後の組織委員会の運用も考慮して、この段階で組織委員会の実務リーダーを適切に選任して調整をする必要があろう⁽²⁴⁾。

(3) 「甲」たる IOC と「乙」たる東京都は、必要な事前検討をして、双方の役割と費用拠出の分担を盛り込

んで本契約を締結し、大運動会の日に向けて、東京都は大運動会のためのインフラを整備し、大運動会の実行責任者である組織委員会は、JOCの指揮の下で契約内容に沿って大運動会を実行すればよいのである。

(4) しかし、実際は、共同事業当事者の関係(表1)と契約当事者の関係(表2)とが振れた状態のまま共同事業を実行するため、以下に列挙する様々な問題がある。

6. 開催都市契約の問題点

(1) 履行義務の「乙」3者への偏在と東京都に負わされる連帯責任

(1-1) 本契約は契約当事者間の履行義務がほぼ一方的に「乙」3者に偏っており、「甲」はオリンピック資産を使用許諾すること(本契約「序文」C.)以外に、「乙」3者に対する履行義務の要素がなく、その上「甲」は「乙」3者の調整者の立場であることが規定されている。

「IOC会長は、一方をOCOG、政府ならびにその国、地方および地元の当局とし、他方をIOC、IF、および各国の国内オリンピック委員会とし、両者の業務関係を管理、整備する調整委員会を、IOCの費用負担で設置するものとする。」(本契約26条)

「調整委員会が解決できない問題がある場合、あるいは、調整委員会の勧告に従って行動することをいずれかの当事者が拒否した場合、IOCが最終的な決定を行う。」(本契約26条)

「調整委員会はOCOGから独立しているものとする。」(本契約26条)

(1-2) 「甲」は「乙」3者の履行義務について「乙」3者に連帯責任を負わせている。

「開催都市、NOC、およびOCOGは、個別または共同で行ったかにかかわらず、本大会の計画、組織および運営のいずれに関連するかにかかわらず、連帯して、本契約に基づくすべての保証、表明、声明、協定、その他のコミットメント、および義務について責任を負うものとする。」(本契約4条)

「本契約の規定違反に起因する、すべての損害、費用および責任について連帯責任を負う。IOCは開催都市、NOC、および/またはOCOGに対して、IOCの単独の裁量にて、IOCが適当とみなす場合、訴訟を起こすことができる。」(本契約4条)

「開催都市、NOC、およびOCOGは、上記の第4条に従って、本大会の計画、組織、資金調達および運営の

成功に対して責任を負い、これを確実に実施するものとする。」(本契約16条)

(1-3) 東京都は、東京都が関与できないIOC、NOC及びOCOGとの間の個別の規定に対しても連帯責任を負うことになる。

「ただし、NOCは、本大会の計画、組織および運営のための資金を調達するという開催都市およびOCOGの財務上の責務については、開催都市の申請書、立候補ファイルまたはその他以下の第7条にて定義される立候補の誓約の一部として明示的に定めていない限り、連帯責任を負わない。」(本契約4条)

「IOCは、長年にわたり獲得してきた情報、知識および専門技能をOCOGと共有し、本大会の計画、組織、資金調達および運営のライフサイクルの全期間中、本大会の組織化に関してOCOGを支援する。」(本契約27条b))

「IOCは、IOCの単独の裁量にて、独占または非独占ベースで、上記第41条a)項にて言及される権利の全部または一部、あるいはIOCがその権利から得る利益を、OCOGに譲渡、ライセンス付与、または、その他の方法により移転することができる。」(本契約41条b))

「OCOGは、商標権を含む(ただし、それには限定されない)本大会に関する財産の無許諾使用について監視するものとする。」(本契約41条d))

(1-4) 本契約は、互いに提供しあう事業要素が存在する双務契約であるべきところ、片務契約に近い内容であり、東京都は、IOC協会の内部組織の事業要素にまで連帯責任を負うことから、東京都の事業目的を達成するための東京都独自の契約理念(IOCと交渉して何を引き出そうとしたのか)が全く読み取れない。

(2) 共同事業当事者間のチェック機能の不在

(2-1) 各当事者が誰の利益を第1に考慮するかを考えると、本契約の当事者の設定が共同事業の円滑な推進をいかに阻害するかが理解し易い。

JOC及び組織委員会は、IOCを最高責任者とするIOC協会の下位組織であるから、JOCはIOCの手足としてIOCの利益を第1に考慮し、組織委員会はJOCの手足としてJOC(結果としてIOC)の利益を第1に考慮する。即ち、憲章規定の下、IOC、JOC及び組織委員会は利害が完全に一致する。

東京都は、都民の利益を代表する地方公共団体であり、単なる私的団体にすぎないIOCと利害が必ずし

も一致するわけではなく、公序良俗及び都民の利益に反する事項については独自の判断で IOC と協議する責任が国及び都民に対してある。

東京都が IOC の利害と一致する JOC 及び組織委員会と連帯責任を負うことを受け入れることは、IOC の利益になるが公序良俗及び都民の利益に反する利益相反事項に対して責任をもって対処することを放棄していることになりかねない。

(2-2) 共同事業当事者の関係(表1)に基づけば、例えば、東京都と組織委員会との間で利害の不一致が発生した場合に、IOC は、組織委員会に代わって IOC 協会の最高責任者として東京都と協議するのが筋である。しかし、本契約では IOC は単なる調整者にすぎないので、常識的に考えて、IOC の手足たる組織委員会に対して客観的な第三者として調整できるとは思えないのである⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾。

(2-3) 即ち、共同事業当事者の関係(表1)と契約当事者の関係(表2)が扱われている本契約の下で共同事業を進めると、IOC、JOC、組織委員会及び東京都の履行義務に対する相互の責任が限りなく曖昧になり、当事者間にチェック機能が働かないまま、特に、東京都は「甲」の下部組織と共に連帯責任を負わされるため、IOC の手足たる JOC 及び組織委員会のペースで事業が動いてしまい、東京都の事業理念を貫くことは極めて困難になろう。

(3) 開催費用の膨張の必然性

開催都市契約において、IOC は大運動会の主催者として、オリンピック精神を具現する大運動会の興行内容と費用見積をする責任が当然にある。

普通に考えれば、興行内容と費用見積は、IOC 協会の内部で IF、JOC 及び組織委員会が役割分担して決めればよいのであり、本契約で「乙」側に JOC 及び組織委員会を入れて、東京都に連帯責任を負わして決めるようなことではない。

しかし、本契約の相互の責任の所在の不明瞭な当事者構造の下では、大運動会費用は事業運営に精通してない組織委員会の見積が軸となり、事業運営に精通してない IOC も東京都も十分にチェックできないまま膨張する方向に進むのは必然なのである。

(4) ブランド価値の毀損に対する維持・管理責任の不在

開催都市契約において、東京都が期待するのは、崇高なオリンピック精神を具現化し続けた大運動会に蓄

積されたオリンピック資産のブランド価値である。

ブランド価値を維持・管理する責任は、オリンピック資産を IOC の独占的資産と位置付ける IOC にあり、地方公共団体たる東京都にあるわけではないにも関わらず、本契約は、IOC にブランド価値を適切に維持・管理すべき責任を負わしていない。

ブランド価値の棄損状況としては、例えば、以下が挙げられる。

(4-1) ドーピングの蔓延

ドーピングの蔓延が、大運動会のブランド価値を決定的に棄損することに疑う余地はない。

ドーピング問題は拡大し続け蔓延状態になっており、IOC 協会とは独立した機関である世界アンチ・ドーピング機構(WADA)が対応しているが、報道を読む限り、ドーピング問題の発生源である IOC、NOC、OCOG が毅然とした対応をしているとは思えない。

本来、IOC は本契約でドーピング防止に全責任を負うことを宣言すべきであるところ、本契約序文 M は全くの他人ごとのような規定ぶりである。

「開催都市と NOC は、世界アンチ・ドーピング機構が発行する世界アンチ・ドーピング規程の条項に従って活動することを含め、アンチ・ドーピング活動において IOC を支援するために最善を尽くすことを約束する。」(本契約序文 M)

東京都は、大運動会のブランド価値を経済的波及効果に結び付けることを最大の事業目的にして巨額の税金を投入するのであるから、IOC に一方的に責任のあるブランド価値の棄損に対して IOC の履行義務違反を問える条項を本来は盛り込むよう交渉すべきであったろう。

(4-2) 興行内容及び運用の商業化

組織委員会は古典的な知財活用として、オリンピック資産についての放映権を欧米日の巨大マスメディアに付与し、提供資金の規模に応じた様々なランクのパートナーシップ契約の下で、大企業に対してオリンピック資産のライセンス供与をしている。

その結果、IOC は、これらのマスメディア及び大企業の意向を無視しては興行内容を定めることができなくなっている。

例えば、2018年平昌大会は選手のコンディションを考慮しない時間帯に決勝競技を行う、2020年では東京大会の開催を夏の酷暑の時期に設定する等の、観客及

び選手を第1優先にしているとは到底思えない大運動会の運用がなされている。

各競技の選手の最高のパフォーマンスを見せることが、オリンピック精神の具現化物としての大運動会を価値づける本質であることを考慮すれば、全くの本末転倒なブランド価値の棄損に直結するような興行は巨額の税金の投入に値するとは思えない。

(4-3) 組織委員会に課せられた監視義務

(4-3-1) 本契約では組織委員会に対して、オリンピック資産の無断使用に対して「アンブッシュマーケティング対策」たる監視義務が課せられている。

「d)無許諾使用に対する措置：OCOGは、商標権を含む（ただし、それには限定されない）本大会に関する財産の無許諾使用について監視するものとする。」（本契約41条d）

「OCOGが、かかる無許諾使用が発生した、または発生しそうであることを知った場合、OCOGは、(i)その旨を即刻IOCに通知し、(ii)IOCの要求および指示に基づき、当該無許諾使用（または、本大会に関する知的財産を侵害するその他の行為）を防止および阻止するために必要なすべての合理的な措置を即座に講じるものとする。」（本契約41条d）

「その措置には、当該無許諾使用に関与している団体または機関に対して、その使用がIOCの権利を侵害していることを通知すること、また、開催国内にて、政府が、当該無許諾使用を防止または阻止するための適切な措置を取るようにすることが含まれるが、これらには限定されない。」（本契約41条d）⁽²⁷⁾

(4-3-2) IOC協会内部の契約事項として、IOCが上記監視義務を組織委員会に課すこと、及び組織委員会が自己責任の下で監視業務を行うことは自由である。

組織委員会の監視業務は、筆者の先の論考1で指摘したように、法的根拠が曖昧な場合が散見され、2018年平昌大会前頃から、新聞紙面の相当なスペースを割いた記事になるほどに顕在化している⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾。

本契約の監視義務規定のうち、法的根拠なき不当な方法で監視行動を強いる規定は、公序良俗違反として無効とされるべきものである（民法90条）。

現状の法的根拠が曖昧なままの組織委員会の監視業務が、仮に司法の場で争われることになった場合、その結果によらず、大運動会は決定的に「水が差される」ことになり、当然に大運動会のブランド価値は大きく傷つくであろう。

以上の観点から、東京都が組織委員会に課せられた監視義務に無条件に連帯責任を負うこと、及び、組織委員会主催の企画に参加する非営利団体に監視義務を代行させること⁽³¹⁾には相当に問題があると考えられる。

東京都は、本契約の監視義務規定について、ブランド価値を維持する観点から、IOCとその取扱いについて協議すべきではないかと思う。

(5) 国及び東京都の立ち位置の問題

(5-1) 憲章における国の役割は、憲章規則33において以下のように規定されるだけである⁽²⁸⁾。

「立候補申請都市の国の政府は、国とその公的機関がオリンピック憲章を遵守すると保証する法的に拘束力のある証書をIOCに提出しなければならない。」（憲章規則33.3）

開催都市の属する国は、憲章の遵守義務を負うだけで、本契約の当事者に入らない第三者であるはずだが、憲章に加えて、本契約も遵守する誓約をしたことになっている（本契約序文H）。

国はさらに、2013年1月7日にIOCに提出された「立候補ファイル」で大運動会の財務保証をしている⁽²⁹⁾。

従って、東京都は組織委員会が資金不足に陥らないように組織委員会を監視し、国は、東京都が補填しきれない状況にならないように東京都を支援するのが筋であろう⁽³⁰⁾。

そうであれば、国が顧問として関与すべきは東京都であって、同じ契約当事者として東京都が直接交渉すべき組織委員会に、契約当事者でもない国が、東京都を差し置いて直接的に顧問することはいかにも筋が違うであろう⁽³¹⁾。

(5-2) 同様の観点から、東京都も監視対象たる組織委員会にJOCと共同出資して共同設立者となってしまつては⁽³²⁾、本契約の相手方たるIOCに対する立場が不明瞭になり、組織委員会の東京都に対する財務上の責任が曖昧になろう。

(5-3) 本契約において、私的団体たる「甲」が、東京都及び「甲」の下位組織を含む「乙」3者に以下の履行義務を負わせている。

「開催都市、NOC、およびOCOGは、IOCに代わって、またIOCの利益のために、これらの権利を保護する目的で、IOCが満足するかたちで適切な法律およびその他の保護対策（アンブッシュ・マーケティング対

策を含む) が開催国にて整備されるようにするものとする。」(本契約 41 条 a))

私的団体が自己の利益のための法的整備を東京都及び国が顧問する公益財団法人の履行義務とする契約内容の妥当性について、東京都及び国には検討する余地が相当であろう。

(6) マスメディアの立ち位置の問題

(6-1) マスメディアは、一見して明らかなドーピング問題、大運動会の費用膨張、私的団体が自己の利益のための法的整備を東京都及び国が顧問する公益財団法人の履行義務とする契約内容、本契約の自称「アンブッシュマーケティング対策」に対する多くの日本人が抱く違和感について、表層的な現象報道に終始しているように見える。

おそらく、オリンピック運動の国際的広がりに関係者の複雑さの規模があまりに大きいために、マスメディアには表層を含む全体像が見えていないのかもしれない。

(6-2) しかし、マスメディアがあえてオリンピック運動の全体像を見ようとしていないのであれば、事は深刻である。

組織委員会は、企業と大会スポンサー契約を結び、オリンピック知財の利用許諾を通じて大運動会の資金調達をしているが、国内の主要な大手新聞社は何故か大会スポンサー契約をしている⁽³³⁾。

組織委員会は、報道目的であれば報道機関のオリンピック知財の使用を認めている⁽³⁴⁾。

それにも関わらず、マスメディアが報道以上の目的のために大会スポンサー契約をして、それが足枷となって表層的な現象報道しかできないのであれば、それは報道機関として本末転倒であろう。

我国のマスメディアが表層的な現象報道に終始して、読者の愚痴とガス抜き程度の情報しか提供していないことが、東京大会の開催費用が過去の大会に比べて際立って高額になる大きな要因となるのであれば、後世、大運動会の開催費用の相場を吊り上げて大運動会の継続を危ういものにしたのは日本国民全体であったということになりかねない⁽³⁵⁾。

7. 開催都市契約はどうあるべきだったのか (その 2)

世界巡業システムの下で大運動会を継続していくのに、本契約はどうあったらよかったのかについて考察する。

(1) 共同事業当事者と契約当事者の関係の捩れの解消

(1-1) 表 3 のように、契約当事者を共同事業当事者に整合させ、東京都及び国の位置づけを整理すべきであったろう。

[表 3]

| 開催都市契約 | 一方当事者(甲) (私的団体) | 他方当事者(乙) (地方公共団体) |
|--------|--------------------------------------------------|------------------------------------|
| 本来の有り方 | IOC | 東京都 |
| | 憲章上の下位組織 | |
| | IF | |
| | NOC | |
| | 組織委員会 | 顧問 内閣総理大臣 |
| | 乙に対する履行義務 | 甲に対する履行義務 |
| | ●興行の費用見積・予算 ●ブランド価値の維持 ●オリンピック資産の活用による予算確保 | ●興行会場の確保 ●経済的波及効果の見込収益から一定の費用分担 |

(1-2) 契約当事者を表 3 のように整理するだけで、契約当事者は相互の事業目的と役割を真剣に考え、合理的な契約内容を目指した協議を志向せざるをえなくなると思われる。

「甲」に興行費用の見積・予算作成義務を負わせれば、予算膨張の問題は自動的に解決する(「甲」自らの集金能力に見合う予算であれば、何兆円になろうと誰も問題にはしない)。

「乙」は自らの政策理念に基づき事業者「甲」に相応の補助金を出すことは、地方公共団体の裁量の範疇であろう。

(1-3) 現行の開催都市契約は、IOC にとって履行義務がほとんどなく好都合に見えるが、上述のように、必然的に相手任せの放漫事業となり、結局は廻り回って、オリンピック運動の継続が危ぶまれるまでに IOC 自身の首を絞めてしまうのである。

IOC は過去の偉大な遺産を食い潰す前に、オリンピック運動と自身の役割を一から真剣に考えるべきであろう。

東京都も、現代における半世紀前とは異なる「経済的波及効果」と「オリンピック運動のブランド価値」の本質を真剣に考えて、IOC の下位組織任せではない独自の事業理念を前面に出して IOC と交渉すべきと思われる。

国が支援すべきは、本来は、我国のブランド価値の向上に直結する国際的な大事業を果敢に行おうという東京都であろう。

マスメディアは、言論・表現を通じて著作物・商標・意匠等の知的財産と直結する活動をしており、他のど

の分野の事業者よりも様々な知見を有している筈だから、知的財産の塊ともいえるオリンピック知財に対して、客観的かつもう少し専門的な観点から読者に適切な情報を提供すべきだろう。

その結果として、本契約は契約当事者双方の履行義務と責任が明確になり妥当な双務契約の内容になるはずである。

(2) 組織委員会の実務リーダーの選任

(2-1) 世界巡業システムの下で、経済的に成熟した開催都市の商業的成功を目指す限り、赤字を出さずに(つけを開催都市に負わずに)巨大な興行を実施するには、大運動会の実行組織たる組織委員会に卓越した実務リーダーを招聘することが必須である⁽³⁶⁾。

(2-2) 大運動会史上、経済的に成熟した開催都市が赤字を出さずに実施できた大会は、唯一、ピーター・ユベロス氏が委員長を務めた1984年ロス大会だけである。

TV放映権及びオリンピック知財を活用して大会費用を賄うという大運動会運用モデルは、このロス大会から始まったといえるが、天才の実業家であるピーター・ユベロス氏なくしてはこの運用モデルは機能しなかったと思われる⁽³⁷⁾。

実際、ピーター・ユベロス氏不在の1984年ロス大会以降の大会は、同様の運用モデルの下で全て赤字となり、開催都市が重いつけを負う状況が世界に発信され、大運動会を招致する都市は減っていったのである。

(2-3) 予算規模2兆円になろうかという共同事業を、10年のスパンで準備・運営することは、常識的に考えて、同規模以上の予算での組織運用に精通し、タフな交渉力を兼ね備えたピーター・ユベロス氏級の実業家をトップに据えなくてはできないと思われる。

我国の大企業で、40代で社長になり50代で社長を退く方も多くなっていると思うので、そのような方を組織委員会の委員長に招聘するくらいのダイナイズムが必要であろう。

(3) 契約・知財管理の観点からの提案

(3-1) 憲章から資産権利規則を分離する

オリンピック憲章は、ほとんど全てが組織及び大運動会の理念と運用規則であり、IOC協会関係者を拘束する内部規則と考えてよい。

その中で、資産権利規則(憲章規則7)だけは、オリンピック資産の権利の取扱いの原則が規定され、IOC

協会がIOC協会関係者以外の第三者を規制する根拠としているため⁽³⁸⁾、他の内部規則に比べて通常のビジネス契約的規定ぶりで難解である。

従って、IOCが第三者に対して資産権利規則を基礎とした権利主張をし、その内容を第三者との契約に反映させるのであれば、その内容を第三者が理解できるように説明することがオリンピック精神を世界に普及しようとするIOC協会に求められるフェアな姿勢であろう。

以上の観点から、筆者は、憲章から資産権利規則を分離して憲章に付随する「資産権利規則」なる体裁にし、IOCによる逐条解説を付して第三者が内容を明確に理解できるようにすべきと考える。

(3-2) 資産権利規則の公定和訳を作成する

憲章のJOCによる和訳がHPに公開されているが、IOC協会関係者を拘束する内部規則は、多少の誤訳があったとしてもIOC協会関係者以外の第三者に実害はないが、資産権利規則は「てにをは」が変わっただけで法的な意味合いが変わってしまうため、厳密な和訳が必要である。

しかし、JOC和訳はそのような厳密さに全く対応しておらず、資産権利規則の一部をそのまま反映させたに近い本契約序文Cの和訳も、資産権利規則の当該部分の和訳と異なっており、本契約が憲章との整合性に欠けているように見えてしまう。

以上の観点から、国と東京都がIOCと協議して、憲章の資産権利規則だけでも公定和訳を作成すべきであろう。

(3-3) 本契約の正文を日本語と英語で作成する

本契約において、東京都は、IOCと対等の当事者であるべきであり、本契約に基づき巨額の税金を投入するからには、本契約の内容について都民に対して説明責任を有する。

当初、東京都自身が秘密保持規定(本契約85条)を盾に本契約を公表しなかったところ、小池都知事がIOCと協議して公表に踏み切ったことは、もっと評価されてよいと筆者は思っている⁽³⁹⁾。

従って、東京都はさらにIOCと協議して、本契約について英語正文に加え日本語正文を作成すべきであり、国は国際条約の公定和訳や日本語正文の作成の知見を活かして東京都を顧問すべきだろう。

(3-4) オリンピック知財の実施権取得

組織委員会は、東京大会の特定期間内に文化プロゲ

ラムを開催することを義務付けられており（憲章規則39）、東京都が選ばれた参加者に資金援助する事業を推進している。しかし、東京大会のための文化プログラムであり、東京都の税金を拠出する事業であるにも関わらず、当該参加者がオリンピック知財を使用できないため、事業の統一感を出せないことが問題になっている⁽⁴⁰⁾。

東京都は、開催都市として税金を拠出する事業については、東京都が事業対象者にオリンピック知財の再実施許諾できるよう IOC と協議すべきであろう。

(3-5) オリンピック知財の共同権利化

一昨年の佐野研二郎氏のエンブレム騒動は記憶に残るところであるが、東京大会のために JOC 及び組織委員会が介在して作成されたエンブレム・大会マスコット等の創作物の多くはオリンピック資産として、最終的には IOC に帰属する（本契約 41～43 条）。

しかし、東京都が東京大会の開催都市として主要プレイヤーであること、JOC 及び組織委員会は公益財団法人として税制上優遇されていること、大会マスコットの小学生による人気投票のように公立機関関係者の協力が不可欠な事業も少なからずあること等に鑑みれば、東京大会のために JOC 及び組織委員会が介在して作成された創作物については、東京都は共同権利者となるべく IOC と協議することを検討すべきであろう。

Ⅲ. 根源的な問題、その解決案及び知財の活用

1. 根源的な問題

前記「Ⅱ. 7」で提案した本契約のあるべき態様は、世界巡業システムの下で大運動会を継続していくことを前提としているが、筆者は提案の効果について悲観的である。

現在の IOC、JOC 及び組織委員会は、いい悪いは別として、あまりに官僚組織然としており、組織委員会の実務リーダーに野心的な組織運営を委託することが想像し難く、我国に限らず、在野の有能な事業家は手を挙げることを躊躇するだろう。

また、共同事業当事者を反映させるように契約当事者を設定したとしても、特に IOC は、長期間にわたり IOC にほとんど履行義務のない（下位組織と開催都市にはほぼお任せの）開催都市契約の下でオリンピック運動を推進してきた結果、IOC 協会の責任者として、ドーピング問題、費用膨張の問題、オリンピック知財

の有効活用等を解決すべく、IF、NOC 及び OCOG を先頭に立って指揮して牽引する能力を備えているのだろうかという問題がある。

そうであれば、2028 年ロス大会以降に大運動会の継続が困難となり、世界巡業システムを前提としたオリンピック運動は途絶えることになろう⁽⁴¹⁾。

2. 根源的な問題に対する解決案とオリンピック知財の活用

最後に（相当に SF 的だが）筆者からの提案である。

(2-1) 考えてみれば、オリンピック精神を世界に普及するために、大運動会を世界巡業するという当初のクーベルタン男爵の構想は、ラジオしかなかった 1 世紀以上前に野心的であったのであり、インターネットで情報が瞬時に伝わる現在、すでに役割を終えているのではないか。IOC 加盟国が 200 を超えたこともオリンピック精神がすでにグローバルに普及したことの証といえる。

(2-2) そうであれば、ノーベル財団が自前の実行組織で毎年ストックホルムに受賞者を招聘するように、オリンピック精神を主導する IOC が大運動会の実行組織と場所を自前で確保し、各国の競技代表者を招集して大運動会を実施してもよいのではないか⁽⁴²⁾。

例えば、クーベルタン男爵の当初の志を思えば、オリンピック発祥の地であるアテネ市を恒久開催都市にして、IOC がギリシャ及びアテネ市と契約して恒常的な実行組織を設立することなどは、既にネット等の巷では提案されていることではあるが、歴史の悠久を感じるロマンチックな提案と思う。

(2-3) 大運動会運営費用は、グローバルに広く薄く集める方法として、例えば、クラウドファンディング（以下「CF」）を活用することが考えられる。

2015 年度の世界の CF による総調達額は 4 兆円ともいわれており⁽⁴²⁾、IOC が CF を利用して、オリンピック知財の使用許諾を見返りとして 1 兆円の資金を集めることは決して夢物語とはいえない。

(2-4) 恒久開催にすれば、直接的な大運動会運営費用は経年的に低下するはずなので、余剰資金を大運動会の質の向上に振り向ければよい。思い付きでも以下が考えられる。

- 資力に乏しい選手の育成のための奨学金制度の設立
- 大運動会運用の実務リーダーの育成機関の設立
- 人類の「肉体と意志と精神のすべての資質」に関する総合研究機関の設立

●大運動会の世界に向けた伝達技術の開発：例えば、恒久施設での観戦を疑似体験できる仮想現実的中継技術の開発を、世界の最先端企業が参加して共同開発する。

●最先端技術を導入した選手のための競技用具の開発

●最先端技術を導入した恒久施設の恒常的リニューアル

以上のような大運動会の質の向上に取り組む過程で、IOCには、現在の商標・意匠・著作物に偏在するオリンピック知財だけでなく、オリンピック精神に沿った多様な観点からのオリンピック知財を自ら創出できる筈なので、差止警告のような古典的活用とは全く異なる、世界に開かれた建設的な活用が、オリンピック精神に共感する多くの有志によってなされることを筆者は願ってやまないのである。

(注)

- (1) 2020年開催予定の「第32回東京オリンピック競技大会(2020/東京)」及び「東京2020パラリンピック競技大会」(組織委員会HP(<https://tokyo2020.jp/jp/>))をまとめて「東京オリンピック」または「東京大会」という。
- (2) 大会ブランド保護基準(<https://tokyo2020.jp/jp/copyright/data/brand-protection-JP.pdf>)
- (3) 柴大介「公益性の観点からみた東京オリンピックのロゴ等の知財管理」パテント69巻8号61-73頁(2016)
- (4) 柴大介「公益性の観点からみた東京オリンピックのロゴ等の知財管理(オリンピック憲章の資産権利規則の試読に基づく論考)」パテント70巻8号116-128頁(2017)
- (5) オリンピック憲章2016年版：<https://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2016.pdf>
- (6) 組織委員会HP(英文：<https://tokyo2020.jp/jp/games/plan/data/hostcitycontract-EN.pdf>／参考和訳：<https://tokyo2020.jp/jp/games/plan/data/hostcitycontract-JP.pdf>)／東京都HP(<http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/05/09/09.html>)
- (7) 科学的成果は論文制度又は特許制度の下で公開され実施を含めて利用可能であり、著作物は本来公開を前提としており、著作権制度の下であっても誰もがその思想表現を享受できる。
- (8) 公有の財産とは知的財産権制度による保護が消滅して第三者が自由利用できる知的財産である。
- (9) 先の論文1で指摘したように、IOCは、オリンピック知財を第三者の利用によって広く活用するよりも、根拠の正当性を十分に示さないまま差止警告によって第三者の利用を直接制限する(という古色蒼然とした)方法で管理する。
- (10) 東京新聞2017年9月14日(<http://www.tokyo-np.co.jp/article/sports/list/201709/CK2017091402000260.html>)によれば、IOCは、近年の費用膨張の問題を解決しないまま、開催

立候補都市に相次ぎ辞退され、残った2市を2024、2028年の2回に割振決定するという綱渡り運用をしている。

- (11) 東京新聞2016年8月1日(http://www.tokyo-np.co.jp/article/feature/tokyo_olympic2020/list/CK2016080102000161.html)によれば、東京大会予算見積は、立候補段階での7300億円が、1兆4000億円弱まで膨張が続いている(組織委員会HP(<https://tokyo2020.jp/jp/games/budgets/>))。
- (12) ピコ太郎氏が使用する「PPAP」等の著名商標を、使用者本人ではなく、使用意思の全くない第三者が先に商標登録出願したことが話題になった(特許庁HP(https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/shutsugan/tanin_shutsugan.htm))。当該第三者の行為は合法的であるが制度趣旨に沿ってはいえない。オリンピック知財の現状の出願状況もかかる側面を有することは前出(3)で指摘した。
- (13) 但し、広告を伴うSNSでは顧客吸引のための商標の無断使用となりうるので注意が必要である。
- (14) 2020年東京大会が迫るにつれ、JOC・組織委員会による差止警告の報道頻度が増えている(北海道新聞2018年2月7日(<https://www.hokkaido-np.co.jp/article/162428>))、東京新聞2018年4月20日(<http://www.tokyo-np.co.jp/article/national/list/201804/CK2018042002000130.html>))。
- (15) 前出(14)の東京新聞記事「困った? 「五輪」使えない」は誤解を招く。「五輪」は前出(3)で説明したように、1936年に読売新聞の記者が使用して以来、日本人が広く使用した結果、「エスカレータ」と同様に普通名称化されている。今に至って「エスカレータ」はわが社の商品名であるから使用を禁じる」とは言えないように「五輪」はIOCのオリンピック資産であるから使用を禁じる」とは言えない。新聞記者は、大先輩が我国の公有財産にしてくれた新聞用語の由来と位置づけは認識しておいてよい。

なお、IOCは、2017年12月19日に我国で『五輪』を商標登録出願している(北海道新聞2018年7月5日(<https://www.hokkaido-np.co.jp/article/205886>))。商標審査基準第13版は商標法第4条第1項第6号の「表示する標章」に「オリンピック」の「俗称としての『五輪』の文字」を含めるが、商標法第4条2項の「商標」に「俗称としての『五輪』の文字」が含まれるのに関連して、『五輪』の我国での歴史的・文化的経緯、公有性、オリンピック資産としての管理実績の観点から、俗称『五輪』の商標主としてのIOCの正当性が慎重に審査されよう。

- (16) 筆者は、1964年東京大会当時も都民としてTV観戦して以来、大運動会で選手が繰り広げてきた熱いドラマに魅入られている。それだけに現状のオリンピック運動はずいぶんと遠いところに行ってしまったという思いが強い。
- (17) 小池都知事は、本契約を公表するにあたり「都民の皆さんにチェックしてほしい」旨を強調されたとのことなので(東京新聞4月22日(http://www.tokyo-np.co.jp/article/feature/tokyo_olympic2020/list/CK2017042202000122.html))、本論考はそれに応えたものであるともいえる。

契約にあまり馴染みのない弁理士も、本来秘密であった契約書を検討できる機会はありませんので、絶好の教材と考え

- て自分なりに考察してみることをお奨めする。
- (18) 我国のNOCがJOCであり、OCOGが組織委員会である。
- (19) 日本オリンピック委員会 HP (<https://www.joc.or.jp/olympism/coubertin/>)
- (20) 通常は、オリンピック運動に共感・賛同することを都市民に支持された都市の知事であろう。東京大会では石原慎太郎東京都知事がJOCの承認を得て立候補申請都市となった(組織委員会 HP (<https://tokyo2020.jp/jp/games/plan/>))。
- (21) 憲章規則東京都オリンピック・パラリンピック準備局 HP (<http://www.2020games.metro.tokyo.jp/taikaijyunbi/taikai/yakuwari/index.html>) では「開催都市「東京都」の役割」として項目化されている。
- (22) 本契約はまずはJOCの参考和訳を参照したが、必要に応じて原文に当たる。
- (23) 東京都オリンピック・パラリンピック準備局 HP (<http://www.2020games.metro.tokyo.jp/taikaijyunbi/torikumi/keizaihakuyukouka/index.html>) では「大会開催に伴う経済波及効果」として項目化されている。
- (24) 後述するように、世界巡業システムでは、確保をした予算内で実行する能力を有する実務リーダーの存在は不可欠である。
- (25) 東京都(小池都知事)と組織委員会(森会長)の関係が拗れた際、バッハIOC会長が調整のために来日したことは記憶に新しい(日本経済新聞2017年12月26日<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ025098860W7A221C1CC1000/>)。
- (26) 報道によれば「知事が主導する都政改革本部の五輪・パラリンピック調査チームは、都、国、組織委のトップが方針を協議する調整会議について、相互の関係が不透明であり、会議を牽引する議長不在を問題視していた。知事はこれを踏まえ、バッハ会長に6者協議と議長の設置を提案したとみられる。」(AroundtheRings Japan (2016年10月20日<http://aroundtherings.jp/>)とあり、小池都知事は本契約の当事者間の不明瞭な関係を理解した上で行動したと思われる。
- (27) 私的団体たるIOCが下位組織である組織委員会に自己責任の下で監視業務を義務付けるのであればまだしも、組織委員会が主催する東京大会盛上企画「東京2020応援プログラム」において参加希望の非営利団体(自治会、町内会等、商店街、NPO等)に対して「当団体は、本アクションの実施に際しては、…アンブッシュマーケティングを把握した場合には直ちに、貴法人に対し書面により通知し、必要な調査を行うことに同意します。」として監視義務の履行を誓約させている(組織委員会 HP (https://participation.tokyo2020.jp/jp/data/matsuri2018_pledge.pdf))。
- (28) 憲章では「オリンピック競技大会は、個人種目または団体種目での選手間の競争であり、国家間の競争ではない。」(憲章規則6.1)と規定され、大運動会に国が前面にでないように建前上釘が刺されている
- (29) 「万が一、大会組織委員会が資金不足に陥った場合は、…東京都が補填することを保証する。また、東京都が補填しきれなかった場合には、最終的に、日本国政府が国内の関係法令に従い、補填する。」(立候補ファイル6.1.1)
- (30) JOCは組織委員会の管理責任を負うが財務上の連帯責任は負わない(本契約4条)。
- (31) 国が、私的団体にすぎないIOCの下位組織たる組織委員会の顧問になること自体の問題については本論考では指摘するだけに留める。
- (32) 組織委員会定款第5条 (<https://tokyo2020.org/jp/organising-committee/finances/data/articles.pdf>)
- (33) 組織委員会 HP (<https://tokyo2020.org/jp/organising-committee/marketing/sponsors/>)
- (34) 組織委員会 HP 「大会ブランド保護基準 Ver.3.4」 (<https://tokyo2020.org/jp/copyright/data/brand-protection-JP.pdf>)
- (35) 例えば、米国ボストン市は、米国のマスメディアの冷静な報道により、市民により大運動会の費用高騰に冷静な判断がなされた結果、大運動会招致から撤退している(東京新聞2017年9月17日「こちら特報部」)。オリンピック運動に対して世界は思った以上に冷めてきている中で、我国のマスメディアだけが半世紀前のお祭り騒ぎを再現しているのではないかと。
- (36) 1964年東京大会は、東京都が経済的に成熟しておらず(商業的成功の欄代が大きく)、当時の我国の政治家と官僚が卓越した実務リーダーを演じたために成功したといえる。
- (37) 1984年ロス大会とピーター・ユベロス氏の関係については小川勝著「東京オリンピック「問題」の核心は何か」「オリンピックと商業主義」(いずれも集英社新書)に詳しい。
- (38) 資産権利規則は、本契約でのオリンピック資産の範囲(本契約序文C)及び知的財産権の取扱い(本契約Ⅶ)の基礎となり、組織委員会の「アンブッシュマーケティング対策」(保護基準)の基礎となっている。
- (39) 東京新聞(2017年5月10日:<http://www.tokyo-np.co.jp/article/national/list/201705/CK2017051002000124.html>)なお、2016年リオ大会と2012年ロンドン大会の開催都市契約には秘密保持規定は存在しない(<http://www.gamesmonitor.org.uk/files/Host%20City%20Contract.pdf>/http://prefeitura.rario/c/document_library/get_file?uuid=f24920c9-a85f-4eba-8bf9-0accd16cb2f5&groupId=5462046)
- (40) 東京新聞2018年4月20日(<http://www.tokyo-np.co.jp/article/national/list/201804/CK2018042002000130.html>)。前出(15)も参照されたい。
- (41) 前述したように、オリンピック運動が途絶えた場合、お祭り好きが高じて大運動会の際限ない費用膨張を放任したとして、日本国民の責任が後世問われる可能性は十分にある。
- (42) 価格.comHP:<http://kakaku.com/crowdfunding/>
(原稿受領2018.5.2)